「はちのへ商工ニュース」広告掲載・利用申込要項

八戸商工会議所

- 1. 八戸商工会議所・広告掲載枠提供サービス(以下、「当サービス」という。)は、八戸商工会議所(以下「当所」という。)が毎月1回発行する会報「はちのへ商工ニュース」に、主として会員事業所の経営改善や地域経済の発展に資することを目的に実施します。
- 2. 当サービスの提供スペースは、中面並びに裏表紙とします。
- 3. 次の条項に違反し、または当所が不適当であると認めた場合、広告を掲載することはできません。
 - ①公序良俗に反しないこと。
 - ②関係法律に反しないこと。
 - ③政治活動・宗教活動・社会問題に関するものではないこと。
 - ④個人・団体等の意見広告を内容とするものではないこと。
 - ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に掲げる営業に該当しないこと。
 - ⑥誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切でないもの。
 - ⑦他の会員、消費者等に対し、不当な利益を与える恐れがないもの。
- 4. 当サービスの内容に関する責任は、その一切を利用者(広告主)に帰属します。 当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。 また、当サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方が誠意を持って 対応するものとします。
- 5. 当サービスの基本利用料金(当所会員利用料金)は、次のとおりとします。 なお、半年契約の場合は6回連続若しくは隔号で6回連続とし、年間契約の場合は毎号で 1年間とします。

広告サイズ	1回掲載	半年契約(6回)	年間契約(12回)
1 / 8 ページ (H5. 4 cm×W8. 4 cm)	8,000円	42,000円	80,000円
1 / 4 ページ (H5.4 cm×W17.2 cm)	15,000円	80,000円	150,000 円
1 / 2 ページ (H11.8 cm×W17.2 cm)	30,000円	160,000円	300,000 円
裏表紙1/2ページ (H11.8 cm×W17.2 cm)	40,000円	220, 000 円	400,000円

- ※上記は消費税別の料金です。
- ※会員以外の場合、1回掲載のみとし、20,000円(税別)を加算します。
- 6. 当サービスの申込みは、広告掲載希望月の前々月1日から前々月末日(休日にあたる場合は、直前の平日、必着厳守)までといたします。原稿提出期限は発行月の前月15日(休日にあたる場合は、直前の平日、必着厳守)とします。なお、スペースの関係上、掲載できない場合もあります。

- 7. 当サービスでの中面広告の掲載場所については、広告主の要望に沿うよう努めますが、要望に沿えない場合もあります。
- 8. 当サービスの利用料金は、「はちのへ商工ニュース」発行後に当所から利用者に請求致します。利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。 なお、長期契約の場合は、契約終了後に当所から請求致します。
- 9. 当所の「はちのへ商工ニュース」は、毎月10日に会員企業他に発送しておりますが、諸般の事情等により発送が遅れる場合があります。
- 10. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員等は、申込書に必要事項を記載の上、手続きを行ってください。

なお、申込み手続きは、半年契約や1年契約以外は、前回同様の内容であっても、毎回必要になります。